

# 社労士法人 GROWING UP

助成金を上手に活用しよう！  
キャリアと実績があります。  
親切・丁寧、まかせて安心です。

社会保険労務士法人番号 第1322014号  
代表 社会保険労務士 中杉保雄

住所 〒115-0045  
東京都北区赤羽2-4-14蛇の目赤羽ビル4階C号

TEL 03-5933-6967  
営業時間 9：30～17：30  
(土・日・祝日・夏季、年末年始休暇を除く)

# 補助金と助成金の違い

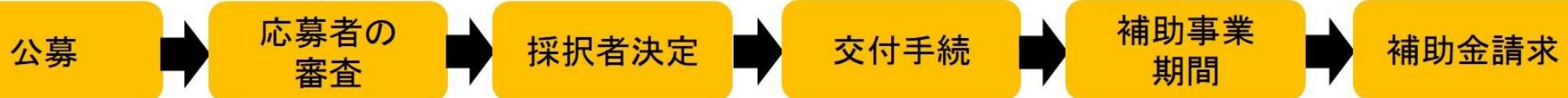
	補助金	助成金
管轄省庁	主に経済産業省	主に厚生労働省
財源	税金	雇用保険料
審査の有無	審査あり（競争） 採択されない可能性がある	審査なし 要件審査はある
対象事業	創業や経営 に関することが多い	雇用や教育 に関することが多い

どちらも返済不要

補助金の申請は  
税理士や  
中小企業診断士

助成金の申請は  
社会保険労務士

## ◎一般的な補助金のケース



## ◎一般的な助成金のケース



失業等給付

雇用保険

高年齢被保険者  
に対する求職者給付

短期雇用特例被保険者  
に対する求職者給付

日雇労働被保険者  
に対する求職者給付

就職促進給付

教育訓練給付

雇用継続給付

雇用保険事業

雇用安定事業

能力開発事業

助成金

## 人材雇用時に使える助成金

- ・キャリアアップ助成金  
(正社員化コースなど)
- ・両立支援助成金  
(男性・女性の育休支援コース)
- ・65歳超雇用推進助成金
- ・業務改善助成金
- ・働き方改革推進助成金

## 設備投資・商品開発に 使える補助金

- ・IT導入補助金
- ・ものづくり補助金
- ・事業再構築補助金

# 正社員化コース

## 支給額

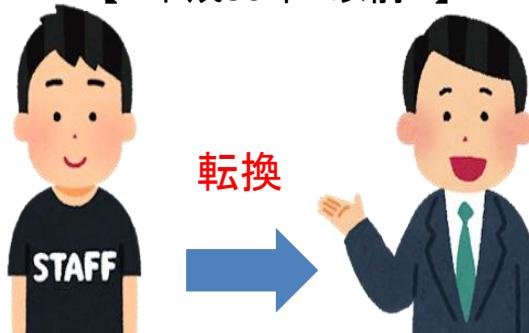
企業規模	正社員化前雇用形態	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円 (6ヶ月ごとに2回申請)	40万円 (6ヶ月ごとに2回申請)

### 正規雇用労働者定義

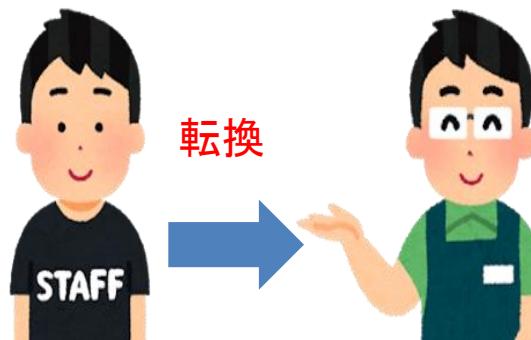
1年度 1事業所当たりの支給申請上限人数20名

同一の事業所内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者。  
ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る。

【 平成30年 以前 】



【 平成30年 以後 】



補助的業務



期間の定め  
パート

有

期間の定め  
正社員

無

有期雇用

無期雇用

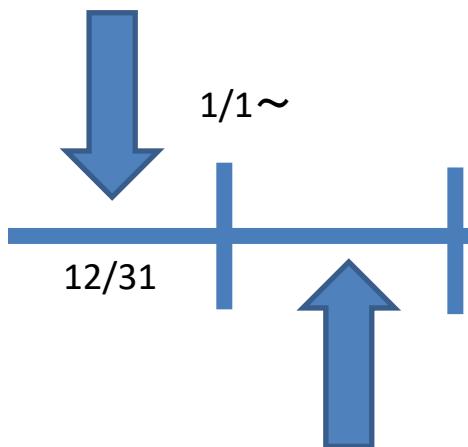
正規雇用

# ■ 助成金の受給条件

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

## 【条件① キャリアアップ計画書】

提出月



## 【条件③ 制度の規則化(就業規則の改訂)】

6カ月目の賃金支払日の翌日から  
**2カ月以内に支給申請**

~6/30

7/25

9/24

## 【条件② 翌月以降 3%以上賃金上昇】

直近6カ月の出勤簿、賃金台帳をもとに算出

審査期間3～6ヶ月  
**賃金を下げないで下さい**

令和6年度当初予算案 1,106億円 (829億円) ※()内は前年度当初予算額

令和4年度実績：75,265件、令和4年度執行額：589.2億円

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
○		

## 1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

## 2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

正社員化  
支援

## コース名／コース内容

## 正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

- 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

## 障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

待遇改善  
支援

## 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

## 賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

## 賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

年収の壁・  
支援強化  
パッケージ

## 社会保険適用時待遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施

※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等

※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

## 支給額（1人当たり）

①有期→正規： 80万円 (60万円) (※)

②無期→正規： 40万円 (30万円) (※)

6か月ごとに2回支給した場合の合計額

有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。

①有期→正規： 90万円 (67.5万円)

②有期→無期： 45万円 (33万円)

③無期→正規： 45万円 (33万円)

①3%以上5%未満： 5万円 (3.3万円)

②5%以上： 6.5万円 (4.3万円)

1事業所当たり 60万円 (45万円)

1事業所当たり 40万円 (30万円)

(1)手当等支給メニュー 50万円 (37.5万円) (※1)

(2)労働時間延長メニュー 30万円 (22.5万円)

※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額

※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円

## 加算措置／加算額（1人当たり）

## 正社員化コース

■母子家庭の母等又は父子家庭の父

① 9.5万円

② 4.75万円

■人材開発支援助成金の

特定の訓練修了後に正社員転換

① 9.5万円

② 4.75万円

※自発的職業能力開発訓練または

定期制訓練の修了後に正社員転換

① 11万円

② 5.5万円

## 賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円)

## 賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円)

※( )は、大企業の場合の額。

※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、

①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。



# 計画書・就業規則等の作成及び提出

(様式第1号(表紙))(R3.4)

例

提出日： 年 月 日

労働局長 殿

## キャリアアップ助成金 《キャリアアップ計画書》

事業所名：

使用者側代表者名：

労働組合等の労働者代表者名：

労働組合等の労働者代表者は、当該適用事業所における非正規雇用労働者も含むすべての労働者の代表者である。(チェックボックスに要チェック)

労働者からの意見聴取の方法(※ア、イ、ウのうちいずれか必ず選択してください。)

- ア：社内掲示板、メール等の文書で周知し、意見を集約。  
イ：朝礼、説明会等の場で直接労働者に説明し、意見を集約。  
ウ：その他( )

注) 本助成金の支給要件は、本計画書提出時点ではなく正社員化等の各取組時点における支給要件により支給の可否が決定されますので、ご注意ください。

また、コース実施日の前日又は、キャリアアップ計画期間開始日の前日まで(つまり、コース実施日とキャリアアップ計画期間開始日のいずれか早い方の前日)に計画を提出する必要があります。

※管轄労働局確認欄

受付日： 年 月 日 確認日： 年 月 日

受付番号：

確認印：



# 対象者の賃金台帳・出勤簿より3%要件の計算

被保険者番号	氏名	生年月日	性別	年齢
資格取得・転入年月日	転入前資格取得年月日	(被)種類	区分	個人番号
離職・転出年月日	(被)種類	区分	喪失原因	雇用継続給付等

S [REDACTED] 男 77歳  
H [REDACTED] 11 1

S [REDACTED] 男 71歳  
H [REDACTED] 11 1 (記録有)

S [REDACTED] 男 58歳  
R [REDACTED] 1 1 (記録有)

# 計画実施・支給申請書作成及び提出

令和4年8月12日

例

キャリアアップ助成金正社員化コース／生産性要件(3年前比較)支給決定通知書

株式会社

殿

労働局長



令和4年2月7日付けで申請を受け付けたキャリアアップ助成金正社員化コース／生産性要件(3年前比較)について、下記のとおり支給とすることに決定しましたので通知します。

記

### 1 助成金

助成金支給番号 123-0107612-5

助成金名称 キャリアアップ助成金正社員化コース／生産性要件(3年前比較)

### 2 対象事業主／対象事業所

事業所番号

株式会社

### 3 支給決定金額

2,160,000円(うち生産性要件による支給決定金額 450,000円)

### 4 振込先金融機関口座

金融機関名 信用金庫

支店

預貯金種別 当座

預貯金口座番号

# 圧倒的な受給実績があります

2022年度 受給実績 98% (21年度99%)

	自分で行う	他事務所
時間・手間	申請準備から書類作成 提出まで、全て対応が必要	申請準備・書類作成
経過	あきらめる 期限切れ	・進まない ・書類不備 ・期限切れ <b>基本的に通常業務の雇用・社保の取得、年度更新等の顧問業務が忙しい</b>
平均受給率	30%以下	・専門外は30%以下 ・申請自体社労士の1割 <b>(社労士の資格試験には助成金の科目がない)</b>

## GROWING UP

- ✓ 人件費の節約
- ✓ 難しい手続き不要
- ✓ 間違いのない申請手続き
- ✓ 返金保証
- ✓ 経験豊富な専門家がサポート

システムチェック  
期限切れなし

平均98%以上  
2014年～10年の実績  
受給実績：1500件以上  
受給総額：11億以上

# 65歳超雇用推進助成金

## 65歳超継続雇用促進コース

実施した制度 引上げ年齢 対象 被保険者数	定年引上げ又は定年の廃止					継続雇用制度の導入	
	65歳	66~69歳		70歳以上 への定年の 引上げ (※1)	定年の定 めの廃止 (※2)	66~ 69歳	70歳 以上の継続 雇用の導入 (※3)
		5歳 未満	5歳 以上				
1~3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円	15万円	30万円
4~6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円	25万円	50万円

# 労働時間短縮・年休促進支援コース

## 導入・更新する設備・機器の例

- ・小売業のPOSレジ
- ・飲食店の食器洗い乾燥機
- ・建設業の重機や大型ダンプ
- ・自動車修理業の自動車リフト
- ・運送業の洗車機
- ・倉庫業出入荷システム
- ・学習塾の成績管理システム
- ・設計業の3DCAD専用機
- ・不動産業の大型テレビ画面
- ・歯科医院の洗浄器具
- ・保育園の登下校管理システム

**成果目標②の上限額：25万円**

**成果目標③の上限額：25万円**

**対象経費の合計額×補助率3／4**

**労働者数が30人以下かつ、  
30万円を超える場合の補助率は4／5**

**② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。**

**③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、**

**交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練**

**休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症**

**対応のための休暇、不妊治療のための休暇、時間単位**

**の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。**

# 助成金に関するQ&A

**Q 当社は、親族のみの家族経営で行っていますが、助成金の申請はできますか？**

A 対象者が役員の3親等以内の場合はキャリアアップ助成金の対象とはなりません。

**Q 業種・業態や会社形態によって助成金の申請ができないことはありますか？**

A 会社都合解雇があった場合6ヶ月計画の実施が出来なくなります。

**Q 助成金の申請をすればすぐに受給できるのでしょうか？**

A 助成金にもよりますが、弊所に依頼をいただいてから受給まで8ヶ月～1年3ヶ月程度かかります。

**Q 助成金は、返済しなくて良い？**

A 返済の必要はありません。しかし申請不備や虚偽報告などがあると不正受給とみなされ、返還義務が生じるので、注意が必要です。不正受給した場合は社名公表と5年間申請が出来なくなります。

**Q 助成金申請は簡単ですか？**

A 経験のない方にはかなり難しいと思います。「書類作成ミスや期限を過ぎたために受給できなかった」という話を聞きます。社労士も連帯責任を負うため助成金申請業務を扱わない事務所も多くあります。

**Q 助成金は課税の対象になる？**

A 原則的には課税対象となります。支給申請後だいたいの受給時期が予測できますので、予め考慮に入れておくと良いと思います。